

入院患者面会規定

第1条（目的）

本規定は、当院における入院患者への家族等による面会に関して、患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持を図り、さらに早期かつ円滑な退院支援を推進するための基本方針を定めるものとする。

第2条（基本方針）

1. 入院中の患者と家族等との面会は、患者の精神的安定や療養生活の質の向上及び円滑な退院調整・意思決定において重要な機会として尊重する。
2. 当院は、正当な理由がある場合を除き、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げない。

第3条(面会基準)

1. 面会時間：原則として日曜日、祝日を除く14時から15時の間、16時～17時の間とする。
1回の面会時間は20分以内とする。
2. 面会人数：1回につき3名までとする。
患者の家族、身元引き受ける者、退院後に支援を行う関係者（ケアマネジャー、福祉関係者等）、およびこれに準ずる者を対象とする。

第4条（留意事項）

1. 面会者は面会前後の手指衛生を徹底し、マスクの着用を含む咳エチケットを励行する。
2. 発熱（37.5度以上）や風邪症状のある方の面会は控える。
3. 衛生管理上の理由から生花および生ものの病棟への持ち込みは遠慮を求める。

第5条（やむを得ない制限時の配慮）

感染症の流行時等、正当な理由によりやむを得ず面会制限を行う場合であっても、必要以上に厳格なものとならないように配慮する。

第6条（規定の見直しと周知）

本規定の内容は病棟内及び病院ホームページへ掲示し、患者・家族へ周知する。

本来では定期的に医療醸成や診療報酬要件、感染状況に応じ定期的に見直しを行う。

（附則）

本規定は、2026年6月1日より施行する。

2026年6月1日作成
菅原病院 院長 菅原謙三